意見書案第　１　号

食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂について

別紙のとおり意見書案を提出する。

令和　７　年　３　月２５日提出

提出者議員　豊　岡　義　博
賛成者議員　石　黒　武　美
〃　木　村　光　宏
〃　武　田　貞　行
〃　大　和　　勝
〃　猪　口　満　雅
〃　山　田　靖　廣
〃　松　本　一　郎

食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂を求める意見書

国内農業をめぐっては、少子・高齢化に伴う農家戸数の著しい減少や、耕作放棄地の増加、頻発する自然災害などによって農業生産基盤が脆弱化しており、国民の命の源である食料の供給不安定化や食料自給率の低下、地域経済の衰退を招くなど、我が国の食料安全保障が脅かされている。

こうした情勢を背景に、昨年の通常国会で「食料・農業・農村基本法」が改正され、本年３月末までに改訂される基本計画において、今後の施策の方向性を位置づけるとしており、２０２７年以降の水田政策についても盛り込まれる見通しにある。あわせて、酪農・畜産の中長期的な指針となる「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」（酪肉近）も基本計画と同様、年度内に改訂される見込みである。

とりわけ、基本計画及び酪肉近において、これまでは１０年間だった計画期間を５年間に短縮させ、農業の構造転換を集中的に推進するとしている。また、基本計画においては、合理的な価格形成についても位置づけるとしており、その実効性確保に向けて今通常国会に関連法案も提出される予定である。

このため、両計画においては、国内の農業生産の増大を基本に、生産意欲が向上する目標の設定や農業所得の確保に資する施策の構築など、現場に寄り添った農業政策が求められ、その実現に向けた農業予算の増額が必要となっている。さらに、食料の価格についても、農業者、食品産業、消費者など幅広い食料システムの関係者の合意の下で、コスト上昇に見合った価格改定が行われる環境等が求められている。

よって、国においては、次期基本計画及び酪肉近の改訂にあたっては、食料安全保障を強化する観点に立ち、農業者の声を反映した施策が実現されるよう次の事項について措置を講ずるよう強く求める。

記

１　次期基本計画の改訂にあたっては、国内農業生産を増大することを基本とし、食料自給率の向上に資する目標設定や、国民の理解醸成を踏まえた上での農業者が再生産可能な価格が形成される環境整備（直接支払制度の構築）など、生産現場の意見に寄り添った農政を推進するとともに、農業予算を大幅に拡充すること。

　また、２０２７年以降の水田政策については、これまでの政策との整合性や公平性を踏まえながら、生産現場の実情を十分配慮すること。

２　酪肉近の改訂にあたっては、酪農・畜産農家の生産意欲が向上する生産目標数量を設定し、目標の確実な達成に向けた生産基盤強化策などの施策を盛り込み、生産者が将来の展望を持てるようにすること。

　また、中長期的な国産牛乳・乳製品の安定供給に向けて、今般の需給緩和による影響を鑑み、今後は生産抑制・減産に頼らないよう、国が責任を持って需給調整のための出口対策などを行うこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により提出する。

令和　７　年　３　月　　日

岩見沢市議会

提出先
　内閣総理大臣
　財務大臣

農林水産大臣

意見書案第 ２ 号

性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化について

別紙のとおり意見書案を提出する。

令和 ７ 年 ３ 月２５日提出

提出者議員　豊　岡　義　博
賛成者議員　石　黒　武　美
〃　木　村　光　宏
〃　武　田　貞　行
〃　大　和　　勝
〃　猪　口　満　雅
〃　山　田　靖　廣
〃　松　本　一　郎

性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書

性犯罪をした者に対して、矯正施設等において再犯防止プログラム等が実施されているが、出所後も地域社会において継続することが重要である。

令和５年３月、法務省は自治体向けに「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン～再犯防止プログラムの活用～」を策定し、このガイドラインを踏まえて、性犯罪の再犯防止に都道府県等が主体となって取り組むことが期待されている。

性犯罪をした者の出所後の住所等については、法務省から情報提供を受け都道府県等が把握する仕組みはなく、実際に当事者に対して直接再犯防止の取組を行うことは困難であるため、一部の都道府県では、子供に対して性犯罪をした者に、矯正施設等を出所する際に住所等の届出を求める条例を制定し、届け出られた情報を基に、カウンセリングなどの再犯防止・社会復帰支援を行っている。

こうした条例に基づく届出の仕組みがなくとも各自治体が再犯防止の取組を効果的に進めるためには、国、自治体、関係機関等の連携や性犯罪をした者に係る情報の共有が極めて重要であり、国からのより一層の支援が不可欠である。

よって、国においては、次の事項について措置を講ずるよう強く求める。

記

１　性犯罪をした者に対し、矯正施設等を出所した後も自治体による再犯防止プログラム等を受ける意義について啓発を図ること。

２　再犯防止プログラム等への参加につなげるため、性犯罪をした者が矯正施設等を出所する際に、当事者の住所等を任意で国に届け出る仕組みをつくり、届け出られた情報を自治体に提供すること。

３　自治体では、性犯罪の再犯防止に必要な知識や技術を十分に有していないことから、再犯防止に係る人材の育成について支援すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により提出する。

令和　７　年　３　月　　日

岩見沢市議会

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
厚生労働大臣

意見書案第　３　号

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進について

別紙のとおり意見書案を提出する。

令和　７　年　３　月２５日提出

提出者議員　豊　岡　義　博
賛成者議員　石　黒　武　美
〃　木　村　光　宏
〃　武　田　貞　行
〃　大　和　　勝
〃　猪　口　満　雅
〃　山　田　靖　廣
〃　松　本　一　郎

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書

民法第７５０条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」とし、我が国では夫婦同姓制度が採られている。このため、婚姻に際しては、夫又は妻のいずれか一方が必ず姓を改めなければならないところであるが、現実には、夫の姓を選び、妻が姓を改める例が９５％近くに上っている。名義変更の負担に加え、仕事上の姓（通称）と戸籍上の姓の不一致による不利益などを、特に女性が負っている現実がある。

平成８年、法制審議会は、夫婦が望む場合には、それぞれ旧姓を称することを認める「選択的夫婦別姓制度」の導入を内容とする「民法の一部を改正する法律案要綱」を法務大臣に答申したが、当時は国民の間にも様々な意見があったことから、改正案の国会提出には至らなかった。以降、議論は長年にわたり平行線のまま推移している。

その後、最高裁では、平成２７年１２月の最高裁判決に引き続き、令和３年６月の最高裁決定においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の姓に関する制度の在り方については、国会で論ぜられ、判断されるべきであるとされたところである。

そのような中、令和６年６月、経団連は、夫婦別姓を認めない今の制度は、企業にとってもビジネス上のリスクになり得るなどとして、政府に選択的夫婦別姓制度の導入を早期に行うよう提言。同年１０月には、国連の女性差別撤廃委員会が、夫婦同姓の強制を廃止するよう４度目の勧告を行っている。これらは、この課題が日本経済上も国際上も影響を及ぼし得るものであることを示している。

法制審議会の答申より３０年近くを経た今、再び、選択的夫婦別姓制度の導入をめぐっては、多数のメディアにおいて報道されるなど国民から高い関心が寄せられており、今後の国における議論が注目されている。

よって、国においては、選択的夫婦別姓制度の早期法制化に向け、家族の一体感や戸籍制度などを守ることとの両立を図りつつ、より積極的な議論を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により提出する。

令和　７　年　３　月　　日

岩見沢市議会

提出先
　衆議院議長
　参議院議長
　内閣総理大臣
　法務大臣

意見書案第 ４ 号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設について

別紙のとおり意見書案を提出する。

令和 ７ 年 ３ 月２５日提出

提出者議員　豊　岡　義　博
賛成者議員　石　黒　武　美
〃　木　村　光　宏
〃　武　田　貞　行
〃　大　和　　勝
〃　猪　口　満　雅
〃　山　田　靖　廣
〃　松　本　一　郎

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書

高齢化が進む中で加齢による難聴者が増え続けている。加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど日常生活の質を落とす大きな原因となっている。最近では加齢性難聴によるコミュニケーションの減少で、脳機能の低下につながり、鬱や認知症の原因になると考えられている。

このような中で、補聴器の使用は聞こえの向上・改善にとどまらず、認知の低下を防ぎ、社会参加を広げるための重要な手段となっている。高齢者が社会参加し元気で活躍することは健康な体をつくり、医療費や介護費用の削減効果をもたらすと言われている。

日本の難聴者率は欧米と比べて大差はないが、補聴器使用率は低く、日本補聴器工業会の調査によると、イギリス約４８％、ドイツ約３７％、アメリカ約３０％で日本は約１４％である。日本で補聴器の使用が進まない要因は補聴器の価格が１５万から５０万円以上と高額であり、保険の適用がなく全額個人負担となっているためである。年金生活者や低所得の高齢者にとって負担が大きすぎるため、経済的な負担を軽減することが求められている。

よって、国においては、政府及び国会に対し、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度を創設するよう強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により提出する。

令和　７　年　３　月　　日

岩見沢市議会

提出先

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣